

さいたま市いじめ防止基本方針の概要 (条例第7条)

◎基本方針を定める理由

条例に基づき、市、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、児童生徒、市民及び地域団体が、それぞれの立場で、何をすればよいかを具体的に示すことで、いじめの防止等に向けた市全体の機運を高め、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に一層推進するため、基本方針を定める。

1 はじめに 基本方針を定める趣旨を明示

2 いじめの定義 <法第2条第1項>

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

<法第3条>

基本方針の特徴

市、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、児童生徒、市民及び地域団体、6つの立場の明確化

*学校の主役である児童生徒の役割について明記

4 いじめの防止等のための対策の具体的な方針

市、教育委員会、学校及び教職員、保護者、児童生徒、市民及び地域団体が、それぞれの責務及び役割を自覚し、一体となっていじめの防止等のための対策を推進することが重要である。

- 「市」の責務 関係機関・団体との連携強化、児童生徒の健全育成等いじめの防止のための施策を総合的に推進、組織の設置、普及啓発等
- 「教育委員会」の責務 関係機関・団体との連携強化、具体的な施策を推進、組織の設置、情報発信・普及啓発、調査研究を行い施策の改善、学校への支援、学校と共にいじめ問題の解決に取り組むこと等
- 「学校及び学校の教職員」の責務 いじめを発見したら何が何でも児童生徒を守りぬくという強い決意と態度で対応、学校いじめ防止基本方針の制定、組織の設置、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組の充実等
- 「保護者」の責務 いじめは絶対にゆるされないことを子どもに教育、子どもの些細な変化を見逃さないようすること、基本的な生活習慣を身に付けさせるようすること、いじめの防止等のための取組への協力等
- 「児童生徒」の役割 いじめを行ってはならないこと、いじめ問題について自分たちでできることを主体的に考え行動すること等
- 「市民及び地域団体」の役割 地域全体で児童生徒を温かく見守り児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくり、地域の行事や文化活動等を通して児童生徒の社会性が育まれるようにすること等

5 いじめの防止等のための組織【資料3参照】

- 「市」 さいたま市いじめのないまちづくりネットワークの設置 (条例第8条)
- 「教育委員会」 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会の設置 (条例第9条)
- 「学校及び学校の教職員」 いじめ対策委員会を校内に設置
- 「児童生徒」 子ども会議を組織

6 いじめの早期発見と適切かつ迅速な対応

いじめは気づきにくく、判断しにくい形で行われることもあるという観点に立ち、児童生徒が発する些細な変化を見逃さず、いじめの適切かつ迅速な対応を行い、いじめの解決に向けて、組織的に取り組むことが重要であることを明記した。

- 「市」 啓発活動、関係機関・団体及び地域団体との連携、相談体制の整備等
- 「教育委員会」 相談体制の整備、調査研究の実施、教員研修の実施、シンポジウムの開催、手引きの作成、学校への人的支援 (緊急対応のためのチームの設置等) 等
- 「学校及び学校の教職員」 アンケートやチェックリストの活用、関係機関・団体との連携、組織的な対応、いじめを受けた児童生徒の安全確保、いじめを行った児童生徒への指導と見守り等
- 「保護者」 子どもの様子の把握、学校への情報提供、学校との連携協力等
- 「児童生徒」 周囲の人への相談、勇気をもった行動 (知らせる、止める) 等
- 「市民及び地域団体」 児童生徒への声かけ、見守り、通報、情報提供等

7 重大事態への対応

- 「市」、「教育委員会」、「学校及び学校の教職員」は、事実上真摯に向き合い、法や国の基本方針に基づく対応を適切に実施する。その際、風評等により関係者に二次的被害が発生しないよう、十分に配慮を行う。
- 「保護者」、「児童生徒」、「市民及び地域団体」は、その責務及び役割に応じ、重大事態に係る調査に協力する。

8 その他

- 方針及び、いじめの防止等のための取組が機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。
- 本方針を市民等に公表する。